

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第十三号の二、第百六十六条第一項第六号の二、第百九十二条第一項第五号の二及び第百二十条の十四第二項第九号の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を次のように定め、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成 年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二、第百六十六条第一項第六号の二、第百九十二条第一項第五号の二及び第百二十条の十四第二項第九号に規定する金融庁長官の定める算出方法は、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）第二条第四項の代替的方式並びに保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づく保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第 号）第四条第一項第三号の内部モデル方式及び同条第五項の代替的方式とする。